

ひまわり荘の休館期間延長のお知らせ

ひまわり荘は昨年4月から、宮崎県における新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設として利用されているところですが、このたび、宮崎県からの継続利用の要請を受け、下記のとおり休館期間を延長することとなりました。

組合員の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 期間

令和3年4月1日から令和3年9月末日まで

※ 状況に応じて変更される可能性があります。

2 その他

令和2年度に代替宿泊施設としておりました3つのホテルにつきましては、令和3年度も引き続きご利用いただけます。